

議第38号

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

条例案

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「、第12条の2及び第14条」を「及び第12条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士